

食安監発第1219002号
平成19年12月19日

株式会社テレビ朝日
代表取締役社長 君和田正夫 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長



貴社のテレビ番組におけるフグの不適切な取扱いの放送について

今般、貴社より、平成19年12月13日に貴社が放送したテレビ番組「いきなり！黄金伝説。」の放送内において、宮崎県内で漁獲したフグの肝臓を食用に供する行為を行っていた旨の報告を受けました。

フグ毒による死亡事故は例年報告されているところであり、フグの肝臓部位を販売等することは、食品衛生法で禁止されています。

今回、貴社が食品安全上の注意を怠り、当該内容を放送したこと及びホームページで調理方法を紹介したことは、当該番組を視聴した一般国民が、安易に当該調理行為をまねた場合死亡事故に繋がりかねず、また、フグ毒の知識をもたない一般国民がフグを調理することを助長するものであったことは、国民の安全確保の観点から、極めて遺憾であります。

つきましては、今後、番組の制作にあたっては、食品の安全に関して国民に誤解を招くことのないよう、健康被害の発生防止に必要な措置を講じるよう指導します。

なお、本件に係る再発防止策等については、まとまり次第、当職あてご報告願います。